

明治学院大学学友会会費規程

2024年3月15日 常務理事会承認

(規程の根拠)

第1条 本規程は、明治学院大学学友会規程第6条に基づいて定めるものであって、会費の金額、適用除外等については本規程の定めるところによる。

(学友会費の金額)

第2条 学友会費の金額は40,000円とし、次条のいずれかにより原則として一度の納入を以ておこなう。

(学友会費の納入方法)

第3条 学部および大学院在学学生からの会費納入は下記のとおりとする。ただし、40,000円の学友会費を既に納入した者は除外する。

- (1) 学部の場合、卒業年次生は学友会会費として40,000円を本会に納入する。納入方法は、卒業年次に達した学年の最終学期学納金の納付額に代理徴収として学友会費40,000円を組込み、振込みにより納入する。
- (2) 大学院の場合、修了年次に学友会会費として40,000円を本会に納入する。納入方法は、修了年次に達した学年の最終学期学納金の納付額に代理徴収として学友会費40,000円を組込み、振込みにより納入する。
- 2 既卒業生の会費納入は任意とする。一括納入のほか、原則として5,000円を単位とし分納することもできる。

(学友会費の返金)

第4条 会員が一旦納入した会費は、原則として返金しない。

- 2 会費を返金する場合、学友会長の承認を得るものとする。

(学友会費による会員種別の設定)

第5条 会員特典を区別する上で、学友会費を、納入状況別に、次のとおり会員種別を設ける。

- (1) 学友会費40,000円を納入した会員を、「学友会A会員」と称す
- (2) 学友会費を全く納入していない会員を、「学友会B会員」と称す
- (3) 学友会費を分納して40,000円に達していない会員を、「学友会AB会員」と称す
- 2 旧校友会員は、改めて学友会費を納入することを要しない。旧校友会AB会員は、残額を学友会費として納入することができる。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、幹事会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 本規程は、2025年3月11日から施行する。なお、本規程の制定に伴い、2025年3月10日をもって「明治学院大学校友会会費規程」を廃止する。